

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成20年度第2回小金井市廃棄物減量等推進審議会		
事務局 (担当課)	小金井市ごみ対策課		
開催日時	平成20年8月18日(月) 午後6時00分から午後8時00分まで		
開催場所	第一会議室		
出席者	委員	<出席者; 14名> 大江会長 庄司副会長 本木委員 竹内委員 佐藤委員 恩田委員 鴨下委員 澤島委員 伊藤委員 平林委員 川口委員 簀口委員 原委員 小島委員 <欠席者; 1名> 清水委員	
	事務局	ごみ対策課; 深澤環境部長 三上ごみ処理施設担当部長 鈴木ごみ対策課長 三浦ごみ処理施設担当課長 大関ごみ対策課長補佐 中福 高橋 井上 千賀	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	0人
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 報告事項 ア 新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会の報告 イ 剪定枝の資源化事業の市内全域拡大について (2) 事業系可燃ごみ廃棄物処理手数料の改定(案)について審議 (3) その他 ア 新年度予算編成に向け、予算要求に反映させる事項 イ 次回日程について		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 10月9日(木) 801会議室		

審議過程（主たる発言等）

大江会長	開会
大江会長	報告事項に入る。 「新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」について報告をお願いする。
三浦課長	開催状況について報告する。 第34回委員会 7月27日（日）出席委員25人、傍聴者7人 (1) 報告書の作成について (2) ごみ処理施設運営管理にかかる周辺住民との協働について (3) これまでの経過について (4) 処理施設について (5) その他 7月31日付で府中市、調布市に対し協議の申し入れを行っている。 第35回委員会 8月9日（土）出席委員27人、傍聴者14人 (1) 報告書の作成について (2) ごみ処理施設運営管理にかかる周辺住民との協働について (3) その他 今後の予定 現在6月28日にいただいた答申の理由、報告書の作成を行っている。 次回8月24日（日）報告書の取りまとめを行う予定 報告書については、概要版と詳細版を作る予定であるが、市報等に掲載し 市民周知に努めたい。 国分寺市と覚書（その3）の締結に向けて準備をしているが、期間は平成 20年9月1日から21年3月31日までである。8月31日までにはごみ処理委 託契約を締結する予定である。
大江会長	質問はあるか。
委員	なし。
大江会長	「剪定枝の資源化事業の市内全域拡大について」説明をお願いする。
鈴木課長	資料「剪定枝の資源化事業の市内全域拡大」の説明
大江会長	質問はあるか。
平林委員	モデル地区はどこだったか。
鈴木課長	貫井北町全域、東町1・5丁目、中町1・2丁目である。
澤島委員	モデル地区での問題点はなかったか。
井上主任	前日から出しておいたが、その日が燃やすごみの収集日であったため回収

	<p>されてしまったことがあった。そのため「市役所連絡済み」と張り紙をするようお願いすることとした。</p>
本木委員	<p>剪定は業者がやったが、片付けは自分たちでやるというのはどうなるか。</p>
井上主任	<p>業者が剪定すると事業系ごみになるので市は回収しない。</p>
本木委員	<p>燃やすごみとして少しずつ出すのだったら、燃やすごみを減らす意味でも資源化にしてはどうか。</p>
井上主任	<p>業者が剪定した枝木は、基本的に市の回収にはならない。</p>
小島委員	<p>剪定について市民がどこまで委託するかということだから、処理は自分でするというのはあるはずだ。</p>
本木委員	<p>燃やすごみの量を減らす目的だから、資源化事業に入れてもよいのではないか。</p>
鈴木課長	<p>業者が剪定すると、事業活動によって生じたごみという見方をするが、実態としては排出時には把握できない。決められた形で出されれば回収せざるを得ない。しかし、なるべく事業者に依頼した枝木は業者の回収としてお願いしたい。</p>
小島委員	<p>調べようがないものをルールにするのはいかがか。また、なぜ4センチ以上は持っていないのか。</p>
井上主任	<p>小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の中で減免規定があり、枝木等については直径4cm、長さ40cm、束の直径30cmという基準を満たすものについては3束、3袋まで無料回収することとなっている。今回、4束、4袋以上を資源回収するにあたり同じ条件としている。</p>
小島委員	<p>一般ごみとして有料袋に入れたとき4cm以上の枝木は集めないのか。減量が目的であれば、条例で定めていても、これからはリサイクルするようになったのだから、条例を変えて回収するようにするべきだ。</p>
本木委員	<p>新しい施策でありごみ減量のためだから、条例に縛られているのなら条例を変えるべきだ。</p>
鈴木課長	<p>以前は焼却に回していたので、炉の負担を考慮して4cm以下としていた。今回ご指摘いただいた点については担当者レベルで検討したい。</p>
大江会長	<p>報告事項となっているが、今後のことなので再度検討していただきたい。業者が剪定し、自分で片付ける場合も規定としておくかどうか検討していただきたい。事業の目的に照らして見直してほしい。</p>

<p>原委員</p>	<p>(2)の事業系可燃ごみ廃棄物処理手数料の改定（案）について審議に入る。意見はあるか。</p> <p>去年の処理手数料の改定するとき、小金井市が地域で一番安いので他から持ち込んでくるという話があった。</p> <p>手数料が上がって外部から来るのが減ったのか、それとも気をつけるようになって減ったのか。</p>
<p>鈴木課長</p>	<p>原則的には、小金井市のごみを国分寺市のごみとして国分寺市の焼却施設に持っていくことはありえない。100%ないかというわからない。値上げしたため、他市の安いごみとして持ち込むことは把握できない。</p> <p>ただ、値上げしたことにより民間の処理業者に回ることもあると思う。</p>
<p>恩田委員</p>	<p>事業系ごみは自らの責任によって適正に処理するとなっているが、今回の改定案が出たことにより近隣の事業者に聞いてみたが、他の事業者の中には自分が出す家庭ごみと一緒に家庭用ごみ袋を使って事業系ごみを出しているのを見受けるという話があった。</p> <p>値上げするにあたり事業者の理解を得ることを十分にしないと、家庭用ごみ袋を使用してしまうような事業者が増えるという危惧はないか。</p> <p>そういうことにより不公平感を持っている事業者もいるようだ。</p>
<p>鈴木課長</p>	<p>事業系ごみは事業系袋で出すようになっている。収集の際、家庭用ごみ袋に事業系ごみと思われるものが入っていると指導に入る。袋を開いて中を見るわけではないので、袋の外観等で判断するが少しずつ混入されていると難しい。</p>
<p>大江会長</p>	<p>小規模事業所は難しい。家庭との区別もあいまいなところがある。</p> <p>大きい事業所には適正な排出にきちんと対応し、また、できる限り資源化にまわしてほしいという狙いがある。</p> <p>小金井市はこれにより突出して手数料が高くなるので、その効果を期待したいが、それにあたり事業者の適正な指導など付帯条件がついてくると思う。</p>
<p>平林委員</p>	<p>現場で収集のときに、実際チェックしないと想像だけではわからないのではないか。</p>
<p>大江会長</p>	<p>許可業者に委託して国分寺市に直接行くのか、計量してお金を払うのか、市民には見えない部分ではある。その搬入量が2,342 tである。</p> <p>商工会の方でアンケートを8月中にとると伺ったがどうか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>進めているようであるが、まだ実施はしていない。</p> <p>零細企業が多いので家庭用袋を使うところもあるかも知れない。</p> <p>また、燃やすごみに紙が混入しているのを見受けるが、収集の人は混入量があまりに多いと張り紙を貼って置いていく。しかし、収集してしまうこと</p>

	<p>も多いので注意をしてくれればよいと思う。</p>
大江会長	<p>これだけの値上げは抵抗があると思うが、小金井市が抱えている現状を考えると事業者にも特段の努力をお願いしなければならないこともあり、事業者自身も理解してくれているのかとも思う。しかし上げればよいというものではなく事業者に趣旨を理解してもらわなければならない。</p> <p>これだけの値上げがやむをえないことであれば答申することとなるが、その上でそれに伴って周知、指導等が大切だということであれば意見を付すことにもなるがいかがか。</p>
伊藤委員	<p>ごみ減量について各家庭ではそれぞれが努力しているが、事業系について市としてどのような指導をしているのか。</p>
井上主任	<p>床面積が 1500 m²以上の事業所を事業用大規模建築物とし定期的に指導している。また、大規模建築物と限らず収集業者の方から排出状況等について情報をもらいながら事業所に対し適時指導している。</p>
伊藤委員	<p>事業所の排出量は市全体のどのくらいか。</p>
深澤部長	<p>収集運搬業者等の持ち込み分は年間 2,400 t ぐらいであるが、指定収集袋による排出の収集分は一般家庭と同時に収集しているのでわからない。</p>
伊藤委員	<p>一般家庭に対するごみ減量については、市報等でPRされよくわかるし結果としてごみも減っている。しかし、事業系についてはまったくわからない。量は少ないかも知れないが減量の指導に努めるようお願いしたい。</p>
大江会長	<p>2,342 t は全体の何%ぐらいか。</p>
深澤部長	<p>20 年度については可燃ごみ全体では 17,000 t ぐらいを想定している。そのうち持ち込み分は 2,400 t で 14% ぐらいである。</p>
大江会長	<p>近隣市の中では少ない方だと思う。</p>
本木委員	<p>事業所の規模にもよる。</p>
大江会長	<p>大規模事業所は何箇所ぐらいあるか。</p>
千賀係長	<p>一般の大規模事業所が 48 箇所です市施設を加え 68 箇所ぐらいである。</p>
庄司副会長	<p>環境省が推計で出している内訳は 1 : 2 ぐらいであるが、地域差があり、関西や北海道の方は事業系が多い。ただ、事業系ごみの量については把握できておらず、根拠は概ね持ち込みごみを事業系としている。全国平均は 1 : 2 であり地方によってばらつきがあるが、小金井市の 14% は低い。</p> <p>袋収集に事業系がかなりあるのかもしれないが、袋が違うのであれば一度</p>

	調査をするのも参考値を出すにはいい。
小島委員	袋の販売量から推計するほうが楽かもしれないが、詰め方にもよる。
深澤部長	事業系指定収集袋の小袋は12.5ℓ相当で、規則では2kgとみなしているところである。たとえば水分の多い生ごみとすると、それ以上の重さになる。家庭系の小袋は10ℓ相当で20円であるが、事業系を考えると実際はそれ以上の重さになっている。
佐藤委員	紙ごみと比較すると生ごみは詰めると3倍ぐらいになると思う。
大江会長	家庭系袋に混入される率が高いかもしれない。不公平が生じるし、少しでも是正するためには定期的な指導が必要だ。また、大規模事業所だけでなく、中規模についても指導を要すると思うが、事業系の指導施策はいかがか。
鈴木課長	大規模事業所の指導は定期的に行っている。排出状況の指導も行っている。減量と資源化の指導については弱かった。今後力をいれていきたい。
大江会長	1500㎡以上とある部分については、中、小に適用する場合、ガイドラインを設けたほうが指導対象にしやすいと思うが、絞るのは難しいか。
庄司委員	事業系の資源回収で段ボールなどはかさばるが、事業系のリサイクルルートはできているか。
鈴木課長	事業系の段ボールは一般家庭が出す量と変わらない程度の量であれば回収し資源化している。
庄司委員	家庭系で収集している中に事業系と思われるダンボールがかなり含まれているか。地域によっては事業系を独自で回収している場合がある。
鈴木課長	ない
庄司委員	事業系段ボールは焼却に回っているということか。
鈴木課長	違う。
庄司委員	独自に事業系のリサイクルができているのか。
小島委員	市に出すよりは安く事業系ルートで業者が引き取り、処理してもらえる。
大江会長	値上げにより事業者が独自処理に動いていくこと期待することになる。
庄司委員	事業者の負担を軽減することも行政の役割りなので事業系の資源づくりなど側面からの支援をし、整備していく必要があると思う。

小島委員	行政から事業者に〇円/kg で回収しているなどの情報提供ができるというのではないかと。
佐藤委員	東町は八百屋さんなどが段ボールなどを無料で取ってくれる。
澤島委員	個人の小さなお店などは子供会の集団回収に出してることがある。
庄司委員	事業系の廃棄物は飲食店を別にするとほとんど梱包材だ。
大江会長	本改定案そのものに反対の人はいるか。条件が必要かと思うが。事業系廃棄物のリサイクル・資源化への行政のサポートを行うこと、1500㎡以上の大規模事業所の指導を行っているが、そのすそ下げを検討して指導の対象範囲を広げることが必要かと思うがいかがか。
鈴木課長	提案のあった点については進めていきたい。対応は可能である。
大江会長	条件を付して答申することによいか。
委員	よい。
鈴木課長	条件については会長、副会長および事務局で調整することによいか。
委員	異議なし。
庄司委員	「別紙のとおり諮問を受けました。」として諮問書を付けたほうがよい。
大江会長	よろしいか。
委員	よい。
原委員	先日ごみのアンケートで販売店舗を回ったが、「なぜそんなことするのか」と非協力的な対応の店舗があった。そういう人達が、今回の値上げに対しても何と云うだろうかと思う。
大江会長	値上げについて広報と理由説明を十分する必要がある。
原委員	ごみは税金で賄うという人もいるし、一定量を無料でという考え方もあるので、値上げについてはよく周知することが必要だ。
大江会長	答申書の4番、条件については正・副会長で調整し提出することを了承願いたい。
委員	了解。

大江会長	(3)その他ア「新年度予算編成に向けて予算要求に反映させる事項」に入る。説明をお願いする。
鈴木課長	平成 21 年度予算編成にあたり本審議会委員からご意見をいただきたい。具体的な事業の実施や制度化するなどについて予算化できないか等の意見をファックスやメモや電話でもかまわないのでお寄せいただきたい。平成 21 年度の処理計画などに反映させたいと考えている。
大江会長	どのような例があるか。
深澤部長	翌年度のごみ処理計画の策定にあたり議論していただいているが、今までのやり方では予算が確定したあとに計画が決まることとなる。予算化するのは 1 年遅れになる。可能な減量対策については早めにご意見をいただきながら予算に反映できるものは反映させていきたいと考えている。
恩田委員	いつ頃までか。
深澤部長	次回審議会でもよいかと考える。市の予算要求と重なる時期である。
小島委員	ごみ減量のための調査・検討の費用はよいのか。また、どのような予算を想定しているのか。
深澤部長	<p>今、減量が迫られている。課は減量施策として対応できるとなれば財政課へ予算要求し財政当局に説明をする。家庭系生ごみ処理機については 8 割の補助金を予算化した。事業系についても生ごみ処理機補助のような補助金が出せるか、また、事業者が使ってくれるか等検討が必要である。</p> <p>調査費は必要かと思うが、目に見える施策を考えている。</p>
小島委員	<p>効果がどのくらいあるかシミュレーションは必要である。アイデアがあっても事業者が動いてくれるかわからない。市のみで見通せるものではない。</p> <p>専門の業者等が十分効果があると認めなければ税金を使うことにはならない。</p> <p>歩みが遅いように見えるかも知れないが、生ごみ処理機補助金などもどのくらいの効果があったのか含めて検証しておかないといけないと考える。</p>
本木委員	<p>ごみゼロ化推進会議でネットワーク的なものを作りつつある。議論しているのはレジ袋有料化とアドバイザー制度である。生ごみ処理機やごみの分別等についてわからない人が沢山いる。制度化することによりごみのエキスパートを作りたい。地域に 100 人ぐらい組織し、口コミで指導等を行う。そうしなければ小金井市のごみ減量は限界だろう。</p> <p>また、それには財政的な裏づけが必要だ。効果がないから予算化されないでは難しい面がある。</p>

大江会長	<p>過去に積み残してきたこともあるし、事務局でも整理し優先順位をつけて出してもらいたい。</p> <p>アイデア募集中ではあるが、実行に結びつけていかなくてはいけない。一度持ち帰り次回まで検討していただきたい。</p> <p>どんな規模の意見が出るかわからないが、部長からは短期的に21年度に向けての施策を希望すると言われた。しかし21年度を踏まえて次のことも入れていいかと思う。</p>
小島委員	<p>何年間かの審議会の会議録を見て、項目だけでもてリストアップしていただきたい。</p>
大江会長	<p>また、同時に本木委員の発言にあったような検討がされていること等を踏まえて次回までにまとめていただきたい。</p>
伊藤委員	<p>別件だが、「手数料改定について」当日いきなり原案を出されても理解できない。資料は事前配布をお願いしたい。</p>
小島委員	<p>今まで、ごみ減量に対してどのような予算を使い、どんな施策をしてきたかなどの資料があると、何をやって何をやっていなかったかがわかる。</p> <p>資料を事前配布すれば伊藤委員の意見にもお応えできるのではないかと。</p>
大江会長	<p>施策についてはごみ・リサイクルカレンダーをはじめいろいろ出ていると思うが、意見があっても施策に結びつかなかったものもあるし、途中経過のものもある。整理していただくことが大事だと思う。</p>
庄司副会長	<p>関係するデータを資料として付けてもらおうといい。</p>
深澤部長	<p>伊藤委員からいただいたご意見について、資料の配布が当日になってしまったが、今後は1週間前には送付できるように努力したい。</p> <p>今までやってきた施策、また、審議会でご意見をいただいたものをまとめてみたい。いろいろなものがあり、どこまで細かくできるかはわからないが、資料として出せるものについては事前に配布したい。</p>
大江会長	<p>市民サイドの意見、行政、現場からの施策プライオリティもあるかと思うので両者を突合して決めていくものだと思う。次回よろしくをお願いしたい。</p> <p>次回日程 10月9日(木) 午後6:00~801会議室 (第二庁舎8階)</p> <p>閉会</p>

平成20年8月18日

平成20年度第2回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

ア 新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会の報告

イ 剪定枝の資源化事業の市内全域拡大について

(2) 事業系可燃ごみ廃棄物処理手数料の改定（案）について審議

(3) その他

ア 新年度予算編成に向け、予算要求に反映させる事項

イ 次回日程について

枝木、草葉の一部資源化事業の全市域拡大の実施について

1 目的

平成19年4月から、燃やすごみの全量の処理を国分寺市をはじめとする多摩地域の市及び一部事務組合にお願いしていることから燃やすごみの減量が急務である。一般家庭から排出される枝木、草葉は燃やすごみと一緒に収集され焼却処理されている。このことについては、平成20年4月からモデル地区で一部市域で枝木、草葉の資源化を実施しており、燃やすごみの減量に効果があるため、全市域に拡大することとする。

2 モデル地区での実績

モデル地区の設定については、回収日が市内10地区に分かれている現制度に従い枝木、草葉の排出量が多いと思われる地区を2地区選定した。モデル地区での申込件数や回収量の実績から、全市域に拡大した場合についても回収や処理体制等に問題が無い。また、モデル地区で大きな問題点等の発生も無かったため、全市域に拡大することとする。

(1) 申込件数 72件（内一斉清掃分20件）

(2) 回収量 9,970kg ※7月31日現在

別紙1参照

3 回収基準

(1) 回収対象

- ① 家庭から排出される枝木・草葉で、以下の束または袋の合計が4束または4袋以上の場合。
- ② 枝木については長さが40センチメートル以内、1本の直径が4センチメートル以内、束の直径が30センチメートル以内の束とする。
- ③ 草葉は透明か半透明の袋で袋の大きさは45リットル以下とする。

(2) 回収しないもの

- ① 上記に規定する回収対象の範囲外のもの

- ② 植木及び造園業等の業者に剪定を依頼したもの
- ③ 加工してある木の板及び角材並びに丸太等
- ④ 枝木及び草葉以外の異物が混入しているもの

4 回収方法

- (1) 事前申し込み制とする。
- (2) 申し込み先は粗大ごみ受付センターまたはごみ対策課窓口とする。
申し込みは回収日前日の17時までとする。
- (3) 当日の申し込みは翌週の回収とする。
- (4) 「市役所連絡済」の張り紙をしてもらい、指定した日に出してもらう。
- (5) 申し込み数量は4束または4袋以上とする。3束または3袋までは「ごみ・リサイクルカレンダー」の収集予定表に基づき、燃やすごみの日に回収する。
- (6) 回収・運搬・処理に要する費用は無料とする。
- (7) 回収日
別紙2参照
- (8) 回収時間は燃やすごみ及び古紙回収終了後とする。

5 その他

- (1) 総務課と協議し、この事業について「小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」の一部改正及び要綱を作成する。
- (2) 回収委託業者は枝木、草葉を回収後、貫井北町中間処理場で計量をし、処理先へ直送する。回収後の処理の流れは別紙3参照。
- (3) 回収曜日については全地区実施に伴うモデル地区の曜日変更が無いこと及び可燃ごみの回収と重ならないように設定した。

6 事業開始日

平成20年10月1日（水）から回収を行う。
申し込み受け付けは平成20年9月24日（水）から開始する。

7 広報等

- (1) 市報掲載（9月15日号予定）

- (2) ホームページ掲載（9月15日予定）
- (3) 広報掲示板掲示（9月16日～9月28日予定）
- (4) 町会、自治会回覧依頼（9月中旬予定）

(別紙1)

枝木、草葉申込及び回収量実績(モデル地区)

	申込件数(件)		回収量 (kg)
	全体	(内一斉清掃分)	
4月	7	1	240
5月	28	11	3,900
6月	19	2	4,400
7月	18	6	1,430
合計	72	20	9,970

枝木、草葉回収日一覧

(別紙2)

	地区	回収日
北側	貫井北町	毎週水曜日
	本町3・4・5丁目	毎週水曜日
	緑町4・5丁目、本町2丁目	毎週水曜日
	梶野町、関野町	毎週木曜日
	緑町1・2・3丁目、桜町	毎週木曜日
南側	東町1・5丁目、中町1・2丁目	毎週金曜日
	東町2・3・4丁目	毎週木曜日
	中町3・4丁目、本町1・6丁目、貫井南町3丁目	毎週金曜日
	前原町1・2・3・4丁目	毎週火曜日
	貫井南町1・2・4・5丁目、前原町5丁目	毎週火曜日

※祝日の場合でも回収

枝木、草葉の回収後の流れ

回収後、貫井北町中間処理場にて計量を行う。

(回収運搬委託を志賀興業㈱に委託。)



搬入先の㈱尾林造園(西東京市)へ直送。

(処理委託を㈱尾林造園に委託。)



㈱尾林造園で積み替えを行い、㈱富士リバース(山梨県富士吉田市)へ搬入。



㈱富士リバースにてチップ化。



20mm以上のチップは燃料用として日本製紙、大王製紙に売却。

20mm以下のチップは堆肥化し、カインズホーム、農協、自治体等に売却。